

# 第6章

## アンチ・ダンピング措置

### 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景

WTO 協定でいう「ダンピング」とは、ある産品が正常価額よりも低い価額で他国に輸出されることを指す。正常価格とは、通常、輸出国の国内向け販売価格を指す。そして、ダンピング輸出によって、輸入国の産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあるときは、輸入国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対しダンピング防止税を課することができる。つまり、ダンピング輸入された産品に対して、正常価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD 税）を賦課することができる。

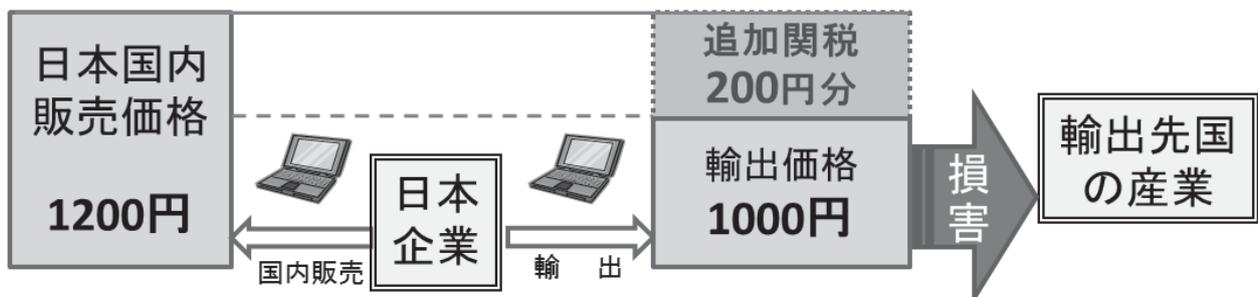
価格比較の際、国内向け販売が「通常の商取引」として行われていない場合（例えば、資本関係のある会社に特別な価格で販売されている場合、輸出者が輸出国政府の統制下にある場合など）、あるいは国内での販売量が少ないこと等により、比較可能な国内販売価

格がない場合は、正常価格として第三国への輸出価格又は構成価額が用いられる（AD 協定第 2.2 条）。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。

AD 税は、最恵国待遇（第Ⅱ部第 1 章参照）の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第Ⅱ部第 8 章参照）のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受忍することが求められないため、諸外国においては必要な要件を満たしていないにもかかわらず AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用が目立つ。

AD 措置の保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉及びドーハ開発アジェンダ交渉において規律の強化が図られたが、これらの AD 措置濫用の懸念は引き続き多くの国が有している。

<図表 II-6-1>ダンピングの例



## (2) 法的規律の概要

### ① ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、GATT 第 6 条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」(AD 協定)が定められている。AD に関する WTO 協定の具体的概要は、以下のとおりである。

#### (a) GATT 第 6 条

AD 税に関して、GATT 第 6 条に次のように定められている。

#### 第 6 条

1 加盟国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが加盟国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能な最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

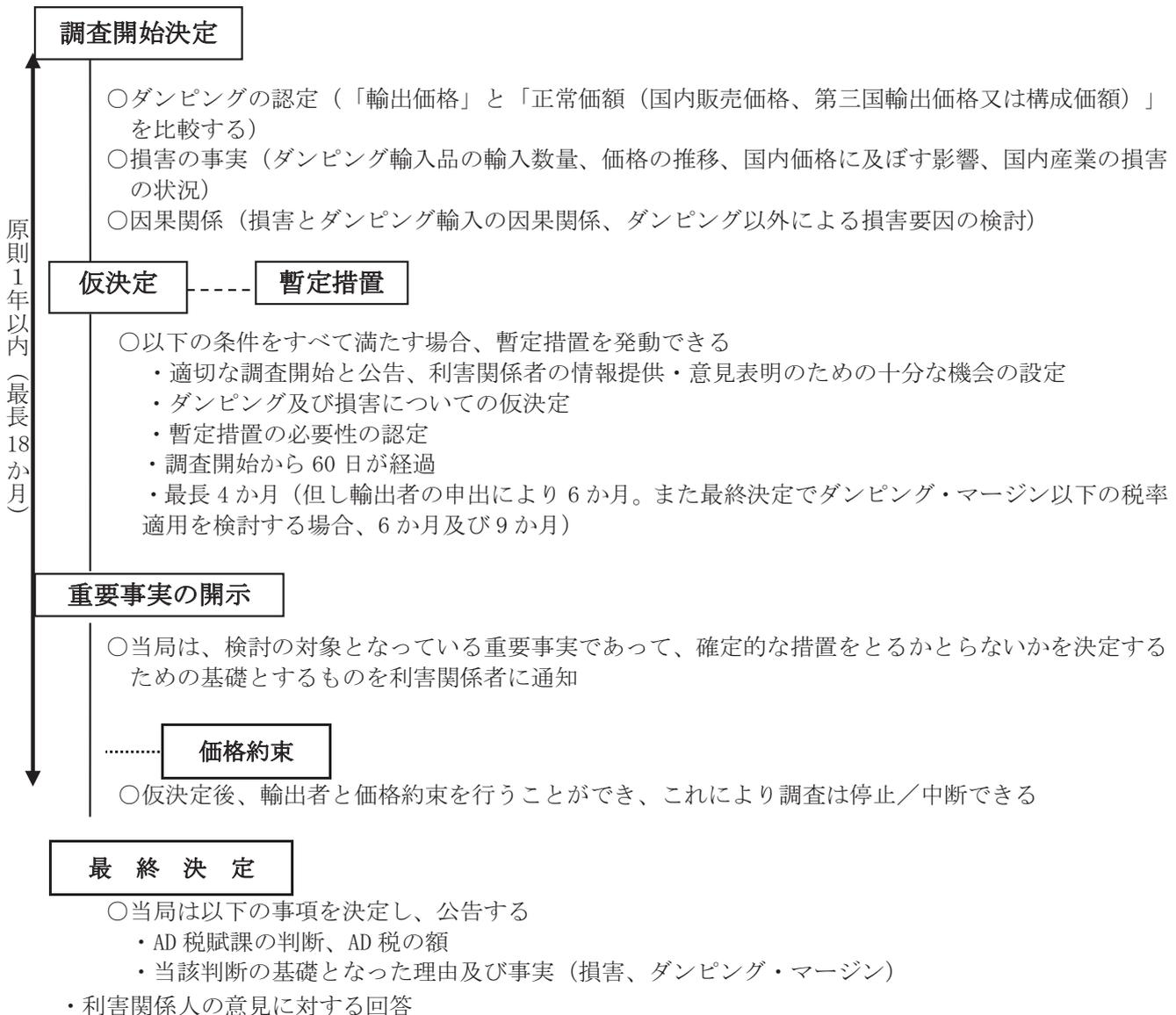
2 加盟国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1 の規定に従って決定される価格差をいう。

#### (b) AD 協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に制定(1967 年調印・1968 年発効)され、東京ラウンドでの改正(1979 年作成・1980 年発効)及びウルグアイ・ラウンドでの改正(1994 年作成・1995 年発効)を経て現在に至っている。現行 AD 協定は AD 調査開始申請から措置の発動までを以下のとおり定めている。

## &lt;図表 II-6-2&gt;AD 調査の流れ

- 申請は国内産業を適切に代表していること（申請に賛同する国内生産者の生産高が、国内総生産高の25%以上で、反対する国内生産者の生産高を上回っていること）
- ダンピング輸入の事実及び損害等の事実についての証拠の提供



## ②AD委員会

WTOでは、AD措置に関して議論する場として、年2回AD委員会が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

AD委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回防止非公式会合であり、これは、ウルグアイ・ラウンド交渉において結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題について議論を行う。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分につい

て各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う。最近では、各国のプラクティスの共有という側面が強くなっており、各国の調査当局によって、活発な議論が行われている。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会をはじめとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めている。

さらに、我が国としては、GATT第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネル・上級

委員会を通じて問題を解決していくことが必要であると考える。

### ③迂回問題

AD 措置に関する「迂回 (Circumvention)」とは、一般に、AD 税賦課命令の対象となるべき商品につき、これに対する課税を免れるために、賦課命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような状況を指す。もっとも、GATT/WTO 協定上は、その定義は未確定である。迂回に関しては、加盟国間で意見の相違があり、AD 協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで合意に至っていない。迂回防止措置（一般に、迂回行為とされる輸出に対して通常の AD 調査よりも簡易な調査に基づき AD 課税の対象とすることをいう。）については、適切な調査を経ないまま不合理に AD 措置が拡大されるおそれもあり、今後も各国の法制や措置を注視していく必要がある（詳細については、本章後掲のコラム参照。）。

## (3) ドーハ開発アジェンダにおける AD 協定改正交渉の進捗状況

2016 年版不公正貿易報告書 339-343 頁参照。

## (4) 最近の動向

AD 措置の発動は、従来は、米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD 制度を整備している国には先進国が多いという事情もあった。しかし近年、中国やインド、韓国、ブラジルなどの新興国による AD 措置の発動が増加しており（図表 II - 6 - 3 参照）、それらの国から我が国に対する AD 措置も多く発動されている（図表 II - 6 - 4 参照）。これらの国の AD 調査は、手続の透明性が低く、調査当局の決定に関する説明が不十分であり、利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法が AD 協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

<図表 II-6-3> WTO 発足以降の主要国の AD 調査開始件数の推移 (2016 年 6 月現在)

開始年 調査開始国	1995 年 ～ 1999 年	2000 年 ～ 2004 年	2005 年 ～ 2009 年	2010 年 ～ 2014 年	2015	2016	合計 (1995～2016)
米国	134	222	84	87	42	37	606
EU	186	117	102	63	11	14	493
カナダ	56	77	18	45	3	14	213
インド	132	268	192	148	30	69	839
中国	5	104	69	40	11	5	234
韓国	41	36	31	19	4	4	135
インドネシア	32	28	20	42	6	7	135
トルコ	13	76	55	36	16	17	213
メキシコ	37	42	18	32	9	6	144
ブラジル	68	48	64	189	23	11	403
アルゼンチン	93	92	73	59	6	25	348
日本	0	2	4	2	2	1	11
その他	455	322	272	307	66	90	1,423
合計	1,252	1,434	1,002	1,069	229	300	5,286

出典：WTO統計<sup>1</sup> 単位：件（※複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。）

<sup>1</sup> WTO ウェブページ ([https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/AD\\_InitiationsByRepMem.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf))

<図表 II-6-4>措置継続中の対日 AD 案件リスト (2017年6月30日現在)<sup>2</sup>

中国 (18件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ポリ塩化ビニル (PVC)	2003. 09. 29	2015. 09. 28 措置継続
光ファイバー	2005. 01. 01	2017. 01. 01 措置継続
クロロプレン・ゴム	2005. 05. 10	2017. 05. 09 措置継続
スパンデックス	2006. 10. 13	2012. 10. 12 措置継続
電解コンデンサ紙	2007. 04. 18	2013. 04. 18 措置継続
ビスフェノールA (BPA)	2007. 08. 30	2013. 08. 29 措置継続
メチルエチルケトン	2007. 11. 22	2013. 11. 20 措置継続
アセトン	2008. 06. 09	2014. 06. 06 措置継続
写真用印画紙	2012. 03. 22	
レゾルシノール (レゾルシン)	2013. 03. 23	
ピリジン	2013. 11. 20	
光ファイバー母材	2015. 08. 19	
メタクリル酸メチル	2015. 12. 01	
未漂白紙紙袋	2016. 04. 10	
ポリアクリロニトリル繊維	2016. 07. 14	
方向性電磁鋼板	2016. 07. 23	
Fe基アモルファス合金帯材	2016. 11. 18	
塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	2017. 04. 20	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/CHN) ※左記資料を基に必要な修正を行った。

米国 (18件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
PC鋼より線	1978. 12. 08	2015. 04. 23 措置継続
溶接管継手	1987. 02. 10	2016. 08. 23 措置継続

<sup>2</sup> 1995年以降に対日 AD 措置がある国のうち、2016年6月30日現在で対日 AD 措置を継続する国について、措置件数が多い順に列挙した。

米国 (18件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
真鍮板	1988. 08. 12	2012. 04. 26 措置継続
グレイ・ポルトランド・セメント	1991. 05. 10	2016. 12. 11 措置継続
ステンレス棒鋼	1995. 02. 21	2012. 08. 09 措置継続
クラッド鋼板	1996. 07. 02	2013. 02. 11 措置継続
ステンレス線材	1998. 09. 15	2016. 08. 15 措置継続
ステンレス薄板	1999. 07. 27	2011. 08. 11 措置継続
大径継目無鋼管	2000. 06. 26	2011. 10. 11 措置継続
小径継目無鋼管	2000. 06. 26	2011. 10. 11 措置継続
ブリキ及びティンフリー・スチール	2000. 08. 28	2012. 06. 12 措置継続
大径溶接ラインパイプ	2001. 12. 06	2013. 10. 29 措置継続
ポリビニル・アルコール	2003. 07. 02	2015. 05. 27 措置継続
熱拡散ニッケルめっき圧延平鋼製品	2014. 05. 29	
無方向性電磁鋼板	2014. 12. 03	
冷延鋼板	2016. 07. 14	
熱延鋼板	2016. 10. 03	
厚板	2017. 05. 25	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/USA) ※左記資料を基に必要な修正を行った。

インド (7件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
アクリル繊維	1998. 11. 17	2010. 08. 30 措置継続
ペルオキソ硫酸塩 (過硫酸塩)	2007. 03. 19	2013. 05. 16 措置継続
ポリ塩化ビニル (PVC)	2008. 01. 23	2014. 06. 13 措置継続
メラミン	2012. 10. 08	
無水フタル酸	2015. 12. 04	

インド (7件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
熱延鋼板・厚板	2017. 05. 11	
冷延鋼板	2017. 05. 12	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/IND)

韓国 (6件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ステンレス棒・形鋼	2004. 07. 30 (一部価格約束)	2017. 06. 02 措置継続
酢酸エチル	2008. 08. 25	2015. 11. 19 措置継続
ステンレス厚板	2011. 04. 21	2016. 12. 06 措置継続
ポリエチレンテレフタレートフィルム	2014. 12. 30	
エタノールアミン	2014. 12. 30	
空気圧伝送用バルブ	2015. 08. 19	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/KOR)

豪州 (4件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
熱延鋼板	2012. 12. 20	
鉄鋼厚板	2013. 12. 19	
合金鋼厚板	2014. 11. 15	
熱間合金・非合金形鋼	2014. 11. 20	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/AUS)

カナダ (3件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
鉄鋼厚板	2014. 05. 20	
大径溶接ラインパイプ	2016. 10. 20	
鉄筋用棒鋼	2017. 05. 03	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/CAN)

タイ (2件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ステンレス冷延鋼板	2003. 03. 13	2015. 02. 25 措置継続
熱延鋼板	2003. 05. 27	2015. 05. 21 措置継続

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/THA)

ブラジル (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ラジアルタイヤ	2014. 11. 24	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/BRA)

EU (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
方向性電磁鋼板	2015. 10. 30	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/EU)

メキシコ (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
継目無鋼管	2000. 11. 11	2010. 11. 11 措置継続

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/MEX)

## (5) 経済的視点及び意義

AD 措置は GATT、WTO 協定上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでのラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鉱工業品に対する平均関税率が 5%未未満まで低下してきたことへの反動の 1 つとして、米国、EU 等で AD 措置が多発され、これらの措置には AD 税率が 100%を超えるものもあった。一度、高税率の AD 措置が発動されると、措置発動国への対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、調査対象企業及び関連産業（当該企業の製品を利用する輸入国の国内産業を含む）へ甚大な影響を与えることとなる。

### ①調査の開始による影響

AD 措置はその調査開始のみでも、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD 調査が開始された時点で、将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出者の輸出意欲を阻害する可能性がある。

また、いったん AD 調査が開始されると、調査対象企業が当局の要求する詳細な質問状に回答するためには、短期間に多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このように AD 調査は措置のいかににかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。更に、当局の調査に対する調査対象企業の回答の負担が大きいことから、場合によっては当該企業が部分的に回答を放棄するケースがしばしば見られる。こうした場合、ファクツ・アヴェイラブル (facts available) が適用されることになる。このファクツ・アヴェイラブルとは、調査対象企業が回答を提出しない、又は調査対象企業が提出した回答の内容を調査当局において検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことをいう。調査当局がファクツ・アヴェイラブルに基づいて決定を行い得ることは AD 協定にも明記されている (AD 協定第 6.8 条)。

### ②技術革新への影響 (AD 課税対象製品の不当な拡大)

AD 税は、AD 調査によってダンピングとそれによる

損害の発生が認定された製品についてのみ課税される。AD 課税決定においては、そのような要件が認められた製品の範囲が課税対象として明示される。

AD 課税決定後に開発された新製品（後開発製品）についても、このような課税対象製品の範囲に含まれると考えられる場合には、課税の対象とされることとなるが、調査対象製品の定義を広く解釈し、實際上、課税対象製品の範囲を拡大しているとみられる例もある。また、調査対象製品と同類の後開発製品に対して AD 税を賦課する制度を迂回防止措置の一環として設ける例もある。さらに、当初から、調査対象製品の範囲を広く設定することで、實際上、迂回を防止しようとする例もある。しかし、後開発製品の種類や性質が課税対象製品と大きく異なる場合には、両製品に用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて調査して、AD 課税の可否を検討すべきであり、新たな調査なしに既存の AD 課税を適用することには明らかに問題がある。

このように課税対象製品の範囲が不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えられられる。他方で、調査対象製品との差があまりない後開発製品が AD 課税の対象から外れることになると、国内産業を保護する目的の AD 措置の実効性を損なう可能性もある。

このような弊害にも配慮しつつ、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないように、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

### ③生産活動のグローバル化への影響

近年、経済のグローバル化に伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで我が国からの輸出によって供給されていた製品に AD 税が賦課されていた場合には、当該生産移転が AD 課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

また、我が国企業が開発途上国に生産移転又は生産委託等を行った場合において、第三国から当該国に対して新たに AD 措置が発動され、生産品が対象となってしまうケースも見られる。この場合、我が国が調査対象となっているわけではないので日本政府としても対応は難しくなる。近年、中国やインド等により AD 措置が積極的に発動されていることを十分認識し、我が

国企業が海外進出するときは、生産活動のグローバル化に伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

④まとめ

上述のように、AD 措置は、GATT、WTO 協定上、不公正な貿易に対抗するために加盟国に認められた措置である一方で、一度発動されると、輸出取引に多大な影響を及ぼすため、その恣意的な発動は企業活動に様々なマイナスの影響を与え得る。また、AD 措置が濫用された場合、輸入国のユーザー産業及び消費者が不利益を被る可能性もある。したがって、AD 制度は、恣意的な発動による悪影響に十分留意しつつ、不公正な貿易により損害を被っている輸入国の国内産業を救済する

ために適切に活用されなければならない。

(6) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国における AD 協定に対応する法規としては、関税率法第 8 条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの 3 つがある。ダンピング輸入によって我が国産業に損害が生じている旨の申請が我が国産業界からあった場合、これらの法規に基づき対処することとなっている<sup>3</sup>。なお、貿易救済制度に関する疑問点や申請手続等について、調査当局は随時質問・相談に応じている<sup>4</sup>。最近の調査の概要は、以下のとおりである。

<図表 II-6-5> 豪州、スペイン、中国及び南アフリカ産電解二酸化マンガン

〈経緯〉	
2007年 1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者2社）
4月27日	調査開始
2008年 6月14日	暫定AD税の賦課開始
9月 1日	確定AD税の賦課開始
2012年 8月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社）
※豪州は生産撤退により延長申請対象から除外	
10月30日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2013年10月15日	課税期間延長に関する調査期間を延長
2014年 3月 6日	AD税の課税期間の延長
〈AD税率〉	
豪州：29.3%	
スペイン：14.0%	
中国：46.5%（1社：34.3%）	
南アフリカ：14.5%	

<図表 II - 6 - 6> インドネシア産カットシート紙

2012年5月10日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者8社）
6月29日	調査開始
2013年6月26日	AD税を課さないことを決定

<sup>3</sup>これらの法規は、WTO 協定との整合性を保ちながら、随時見直しを行っている。平成 29 年 4 月には、申請負担軽減の観点から、不当廉売関税に関する政令及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインを改正した。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/trade-remedy/20170401\\_release.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/20170401_release.pdf)

<sup>4</sup>国内の申請手続き・課税までの流れについて [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/taxation.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/taxation.html)

&lt;図表Ⅱ - 6 - 7&gt; 中国産トルエンジイソシアナート

〈経緯〉	
2013年12月17日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者1社）
2014年 2月14日	調査開始
12月 4日	仮決定
12月25日	暫定AD税の賦課開始
2015年 2月12日	調査期間延長
4月25日	AD税賦課
〈AD税率〉	
中国：69.4%	

&lt;図表Ⅱ - 6 - 8&gt; 韓国及び中国産水酸化カリウム

〈経緯〉	
2015年4月 3日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国1産業団体）
5月26日	調査開始
2016年3月25日	仮決定
4月 9日	暫定AD税の賦課開始
8月 9日	AD税賦課
〈AD税率〉	
韓国：49.5%	
中国：73.7%	

&lt;図表Ⅱ - 6 - 9&gt; 中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート

〈経緯〉	
2016年9月 6日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者4社）
9月30日	調査開始
2017年8月 4日	仮決定
9月 2日	暫定AD税の賦課開始
12月28日	AD税賦課
〈AD税率〉	
中国：39.8～53.0%（供給者ごとに異なる）	

&lt;図表Ⅱ - 6 - 10&gt; 韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手

〈経緯〉	
2017年3月 6日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者3社）
3月31日	調査開始
2017年12月 8日	仮決定
12月28日	暫定AD税の賦課開始
〈暫定AD税率〉	
韓国：41.8～69.2%（供給者ごとに異なる）	
中国：57.3%	

## (7) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、2018 年 2 月末までに、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた紛争は全体で 521 件、そのうち AD 措置に関する事案は 117 件で、我が国が要請したのは 6 件である<sup>5</sup>。具体的には、DS162（米国

- 1916 年 AD 法）、DS184（米国 - 日本製熱延鋼板 AD 措置）、DS244（米国 - 日本製表面処理鋼板 AD のサンセット・レビュー）、DS322（米国 - ゼロイング及びサンセット・レビューに関する措置）、DS454（中国 - 日本製高性能ステンレス継目無鋼管 AD 措置）及び DS504（韓国 - 日本製空気圧バルブ）である（各紛争の申立国、経過等は資料編第 3 章参照）。



### 「迂回」と通商ルール

#### 1. はじめに

従来、「迂回」とは、AD/CVD 措置を免れるために輸出者がとる行動を指すものとして捉えられてきた。そのような行動に対して、各国がどのような対応をとることができるのか、どのような通商ルールを作るべきなのかが議論されてきた。本コラムでは、こうした「迂回」と「迂回」に対する措置（反迂回措置）に関するこれまでの議論を概観した後、最近の「反迂回措置」に関する事例を紹介するとともに、「迂回」の概念の拡大ともいえる近時の動きについても触れることとしたい。

#### 2. 従来の「迂回」に関する議論

##### (1) 「迂回」の背景

貿易救済措置のうち AD/CVD 措置は、特定の国の特定の製品に対して発動されるため、例えば、こうした措置の発動後に、対象製品が第三国を経由して輸出されたり、輸出製品そのものに改変が加えられたりすると、AD/CVD 措置の適用範囲外になることがある。輸入国は、こうした輸出者の行為に対応するため、もとの AD/CVD の課税対象範囲を「迂回」輸出にも拡大して適用する、いわゆる「反迂回措置」をとることがある。しかしながら、反迂回措置に関するルールのあり方によっては、サプライチェーンの再構築や新製品の開発といった正当なビジネス上の行為までもが課税の対象とされてしまう恐れがある。迂回に関する議論は、このような事情を背景に、「迂回」とは何か、どのような反迂回措置がどのような場合に許されるかに関して、展開されてきたといえる。

##### (2) 「迂回」の類型

一般に、輸入国の AD/CVD による課税を不当に回避するために輸出者がとる行為を「迂回」と呼ぶが、

「迂回」について、明確な定義はなく、かつ各国間で共通の理解は形成されていない（下記（3）参照）。もっとも、すでに反迂回措置を国内法として導入した欧米等では、次のような行為類型が「迂回」として捉えられている。

#### ア 輸入国迂回

輸出国から課税対象産品を輸出する代わりに、輸入国に課税対象産品の部品を持ち込み、国内で課税対象産品と同種の産品を組み立てる。

#### イ 第三国迂回

輸出国から課税対象産品を輸出する代わりに、第三国に課税対象産品の部品を持ち込み、そこで課税対象産品と同種の産品を組み立てて輸入国へ輸出する。

#### ウ カントリー・ホッピング

輸出国企業が第三国の子会社等の既存生産設備を活用して課税対象産品を製造し、第三国から輸入国へ輸出する。

#### エ 微少変更品

課税対象産品そのものを輸出するのではなく、課税対象産品に微少な変更を加えた産品を輸出する。

#### オ 後発産品

課税対象産品そのものを輸出するのではなく、課税後に新たに開発された産品を輸出する。

米国や EU 等は、各国の国内法で反迂回措置に関する規定を定めており、それらの規定に従って、上記のような類型の「迂回」行為に対して反迂回措置をとることがある。上述のとおり、これらの措置は、発動中の AD/CVD 措置の適用範囲を拡張するという形をとる。

<sup>5</sup> WTO ウェブページ参照 [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/dispu\\_agreements\\_index\\_e.htm?id=A6#](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#)

つまり、当初、A国のXという産品を対象としていたAD/CVD措置について、B国のX産品まで対象にしたり、A国のYという産品まで対象にしたりするといった反迂回措置がとられることがある。

### (3) ルール交渉における議論

「迂回」に関しては、ウルグアイ・ラウンドでも議論された。かねてAD措置を積極的に活用してきた欧米等は反迂回措置に関するルールの必要性を主張したが、たびたびAD措置の被発動国となっていた我が国を含むアジア諸国等は、反迂回措置としてAD措置が濫用されることを懸念し、同ルールの導入に慎重な立場を取った。このような立場の違いから、ウルグアイ・ラウンドでは、反迂回措置に関するルールの導入は見送られた。その後、反迂回措置の議論は、WTOの下でAD委員会に付託され、1997年以降、統一ルールの形成を目指して非公式グループで協議が継続された。このような経緯から、2001年から開始されたドーハ開発アジェンダでも、米国等から反迂回措置に関するルールの必要性が主張された。しかし、どのような場合を「迂回」と捉えるかなどについて各国の意見の相違は大きく、ドーハ開発アジェンダの停滞(資料編第1章参照)もあり、現在までルール形成には至っていない。

このように、「迂回」行為に対する反迂回措置については国際ルールの形成に至っていないことから、新たな産品ないし新たな輸出国からの輸入に関するダンピングの事実とそれによる国内産業の損害の立証がないまま既に発動されたAD/CVD措置の適用範囲を拡張することが、WTO協定上許容されるかは必ずしも明らかでない。

### (4) 「迂回」問題の二面性

以上のとおり、AD/CVD措置を不当に回避する、いわゆる「迂回」に何らかの対応をとり得るようにする必要性は必ずしも否定できないが、一方で、それに対する国際ルールがない中で各国がそれぞれ独自の反迂回措置をとるようでは、AD/CVD措置の保護主義的な発動に歯止めがきかない懸念もある。「迂回」問題には、このような二面性があるといえる。

## 3. 最近の「反迂回措置」の事例

最近では、2016年9月に米国商務省が、ベトナム製冷延鋼板及び表面処理鋼板に関し、中国の鉄鋼製品の迂回輸入であるとして、反迂回調査を開始した例があ

る。

この反迂回調査では、ベトナム製冷延鋼板及び表面処理鋼板に関して、中国製熱延鋼板ないし冷延鋼板がベトナムを經由して微量に(minor or insignificant)加工されて米国に輸出されており、米国の中国製冷延鋼板及び表面処理鋼板に対するAD/CVD措置の「迂回」行為であると主張されている。本件調査が開始されたことにより、中国製熱延鋼板を全く使用しない日本の鉄鋼会社の現地拠点から米国への製品輸出にも影響が生じたが、そもそも熱延鋼板を冷延鋼板に、冷延鋼板を表面処理鋼板に加工することが、米国法にいう微量な(minor or insignificant)加工といえるのかについては疑義があり、このような場合にまで反迂回措置として既に発動されたAD/CVDの適用範囲を拡張することの当否については、注視する必要があると思われる。

## 4. 「迂回」概念の拡大の動き

このように、従来の「迂回」ないし反迂回措置の問題は、AD/CVD措置による課税の回避と、それに対するAD/CVD措置の適用範囲の拡張の可否として議論されてきた。

他方で、近年では、従来よりも広い意味で「迂回」問題を主張する動きがあるようにも思われる。例えば、米国の通商拡大法232条に基づく調査(64頁参照)の背景として「迂回」に言及されることがある。そこでは、鉄鋼及びアルミ製品に関する過剰生産能力問題を背景に、AD/CVD措置により特定の国の特定の産品(鉄鋼・アルミ製品)の安値輸入を抑制しても、当該特定国の産品が別の国に流入した結果、別の国からの輸入が増大したり、川下産品の輸入が増大したりすることで、低廉な産品が国内に流入することを防ぐことができないという状況を問題視しているように思われる。現に、米国が鉄鋼について232条調査を開始した際には、さまざまな国に対して150以上のAD/CVDを発動しているにもかかわらず、外国の補助金など不正な貿易慣行や過剰生産能力によって米国の鉄鋼生産者が害されていると言及されていた(2017年4月20日付け232条調査開始にかかる米国大統領令)。

WTO発足前から議論され、今日も継続する議論として、「迂回」は、古くて新しい問題であるといえる。上述の米国による通商拡大法232条に基づく今般の関税引上げ措置の発動は、「反迂回措置」のこれまでにない拡大でもあり、保護主義への傾倒が大いに懸念さ

れる。一方で、この問題の本質は、特定の産品に関する世界規模での過剰供給やその背景としての不公正な通商慣行(外国政府による市場歪曲的な補助金の交付、市場原理に基づかない国有企業の生産活動等)にあるようにも思われる。このような問題に対応する上では、各国による保護主義的な「反迂回措置」の発動に委ね

るのではなく、例えば、OECD グローバルフォーラムや鉄鋼対話を活用し、各国が適正な生産能力の実現に向けた努力を継続するとともに、補助金に関するルールの運用及び執行を強化するような多国間の取組みを前進させることが望まれる。



## 対中アンチ・ダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）について

### 1. 問題の所在

ダンピング認定では、輸出品の「正常の価額」と「輸出価格」の差額をダンピング・マージンとして認定する(本章 1. (1) 参照)。この点、中国からの輸出に対するダンピング認定においては、2001 年の WTO 加盟時の取決め(中国加盟議定書)に基づき、正常価額として、中国の国内販売価格以外の代替価格(第三国の国内販売価格等)を用いて、代替価格と中国からの輸出価格を比較することが可能となっている。

この背景には、中国については、国による過剰な補助金や低利融資等が存在し、市場経済化が不十分で、真の国内価格が分からなかったり、不相当に低かったりするため、輸出価格との適切な価格比較ができず、適切な差額(ダンピングマージン)が出にくいという認識がある。

この根拠規定の一部(中国加盟議定書第 15 条(a)(ii))が、中国の WTO 加盟から 15 年経過後の 2016 年 12 月 11 日に失効したことに伴い、その後の取り扱いが国際的な議論になった(「市場経済国問題」)。

市場経済国問題は、根拠規定の一部が失効することに伴う法的な解釈論であると共に、中国における過剰設備問題の背景に、政府による市場歪曲的な補助金(政府系金融機関による特定産業に対する市場歪曲的な低利融資等も含んだ概念)があるとされている中、中国を市場経済的な国として扱うかどうかという文脈でも注目されている。

### 2. 各国の対応方針

#### (1) 米国

米国は、米国 AD 法令(1930 年関税法 § 1677(18))において、AD 課税の調査において代替価格を使用できる「非市場経済(NME)国」の定義を設け、別途米商務省が、「中国」について NME 国である旨認定してい

る。中国加盟議定書に基づき、第 15 条(a)(ii)失効後も、引き続き中国の NME 国扱いを維持し、中国に対する AD 調査において、代替価格を使用する方針である。

また、米国は、2017 年 10 月、中国産アルミ箔に対する AD 調査において、国内法に基づき、2006 年以来 11 年ぶりに、改めて、中国について NME 国である旨を認定した。当該認定は、中国が NME 国である理由として、中国政府及び共産党等が、主要な経済主体(金融機関、製造業・エネルギー産業・インフラ産業等)の保有等を通じ、また、産業計画等による達成目標の指示等によって、資源配分を直接・間接に管理し、経済主体のインセンティブを歪めているため、中国では市場原理が十分に機能しているとはいえないことを挙げている。

#### (2) EU

EU は、2017 年 12 月に AD 規則を改正した(EU 規則 No. 2017/2321)。改正前の AD 規則(EU 規則 No. 2016/1036)では、代替価格を使用しうる「NME 国」として、中国等の国名を明示し、原則として、AD 課税調査における代替価格の使用を義務づけていたが、改正後の AD 規則では、「NME 国」という用語を用いず、また、規則において特定国を明示することなく、重大な市場歪曲が認められる国・産業について、代替価格を使用できる、という規定ぶりとなった。ただし、新規則は、欧州委員会が、十分な根拠を有する場合には、特定の国・産業について、重大な市場歪曲が認められる旨のレポートを発出する旨を規定している。なお、欧州委員会は、改正理由について、「WTO の法的枠組みにおける EU の国際的義務を完全に遵守しつつ、欧州として、現在の国際通商環境(特に、あまりに頻繁に過剰供給の原因となっている、国家介入による市場歪曲)に対応できる貿易救済措置を確保するため」、

と説明している。<sup>6</sup>

また、欧州委員会は、新規則に基づき、2017年12月、中国について重大な市場歪曲が認められる旨のレポートを発出しており、対中 AD 調査において代替価格を使用継続できることを明確化している。なお、上記レポートでは、①中国における経済活動の枠組みの特徴として、引き続き、国家が資源の分配及び価格について決定的な影響力を及ぼしていること、②生産に影響する要素（土地、エネルギー、資本制度、原材料、労働力等）の分配及び価格付けが、国家によって重度に影響を受けていること、③EU の AD 調査対象となることが多い4つの産業（鉄鋼、アルミ、化学、セラミック）についても、個別に検討した結果、①・②の認定内容が確認できること、といった認定に基づいて、中国では、価格・コストが、重大な政府介入に影響されており、自由な市場の力で形成されているとはいえないため、重大な市場歪曲がある、と結論づけている。

### (3) 我が国

我が国では、「不当廉売関税に関する政令」（第2条第3項）において、中国に対する AD 課税調査に第三国価格を使用できる旨規定している。

2016年12月11日以降も引き続き、中国産品に対する AD 調査において第三国価格は使用可能と解釈し、これを明確化するため、「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に所要の修正を行った。

### (4) その他の国々

豪州は中国との FTA 交渉入り前の 2005 年に、中国を AD 調査で市場経済国扱いすると表明し、韓国も 2005 年、中国を AD 調査で市場経済国扱いすることを約束し、調査実務上、中国産品に対する AD 調査において、他の市場経済国の産品に対する AD 調査と同じ規律を適用している。ブラジルは、2004 年に中国に対して市場経済国扱いすることを政治的に約束したものの、現時点まで国内法令を変更しておらず、調査実務上は中国産品に対する AD 調査において第三国価格の使用を継続している。

これに対して、カナダは、昨年 12 月 11 日の一部根拠失効後も、中国に対して AD 調査で、第三国価格を使用できる規定を維持している。また、インドは、国内法令・調査実務上、中国に対する AD 調査において第三国価格

の使用が可能であり、特段変更する予定を公表していない。

### 3. WTO 紛争解決手続

2016年12月12日、中国は、米国及びEUに対して、市場経済国問題に関して、WTO 上の二国間協議要請を行った。

対米国ケース（DS515）については、2017年11月、上記アルミ箔 AD 調査における NME 国再認定等を踏まえて、中国が米国に対し二度目の協議要請を行ったが、2018年3月時点では、中国は米国に対してパネル設置要請を行っていない。

対 EU ケース（DS516）は、2017年4月にパネルが設置され、日本、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、ロシア等 20ヶ国が第三国参加し、パネル手続が進行している。米国は、第三国意見書（公開済み）において、①そもそも GATT6 条上、正常価額と輸出価格の間には「比較可能性」が求められるところ、NME 国では、国内価格・費用は、歪曲しており、比較可能性を欠くため、正常価額として使用する必要はない、②加盟議定書 15 条(a) (ii) 失効後も、(a) の残存文言は、GATT6 条の上記解釈を確認する内容なので、対中 AD 調査においても、（中国が NME 国である限り）引き続き代替価格は使用可能である、③中国は現在も NME 国であるから、各加盟国は依然として代替価格を使用できる、という法的主張を展開している。

今後本件は、WTO の紛争解決手続を通じて解決されることになる。

### (参考)

中国加入議定書第 15 条

(a) (AD 協定の下における価格比較可能性の決定にあたり)、輸入国である WTO 加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(i) 調査の対象となる生産者が、同種の産品を生産している産業において、当該産品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができる場

<sup>6</sup> 改正時のプレスリリース ([http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-17-5346\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-5346_en.htm))

合には、輸入国である WTO 加盟国は、価格比較可能性を決定するに当たり、調査の対象となる産業について中国の価格またはコストを用いる。

- (ii) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国である WTO 加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中 略)

- (d) 輸入国である WTO 加盟国の国内法において、中国が自国は市場経済国であることを証明したときは、この節の (a) の規定の適用は終了する。この場合において、当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない。いずれの場合であっても、この節の (a) (ii) の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。さらに、輸入国である WTO 加盟国の国内法に従い、中国が特定の産業または部門において市場経済の条件が普遍的であることを証明したときは、この節の (a) に規定された非市場経済条項は、当該産業または部門について適用されない。